

令和6年度8月 第5回 あま市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年8月20日（火） 午前10時00分 ～ 午前10時26分

開催場所 あま市役所 2階 D会議室

出席者

農 業 委 員 会 委 員			農地利用最適化推進委員		
議席番号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠
1	太田 昌史	出席	推1	櫻井 博文	出席
2	辻本 雅之	出席	推2	毛利 康夫	出席
3	山田 昌弘	出席	推3	村上 英夫	出席
4	近藤 哲夫	出席	推4	伊藤 幸夫	出席
5	竹嶋 肇	出席	推5	小鹿 正実	出席
6	宮崎 君恵	出席	推6	竹田 隆義	出席
7	片岡 伴造	欠席	推7	大平 悦司	出席
8	木全 和光	出席	推8	丹羽 敦	出席
9	山田 英史	出席	推9	水谷 鋼造	出席
10	木村 日登美	出席			
11	鈴木 義雄	出席			
12	近藤 善成	出席			
13	武藤 多津美	欠席			
14	塚本 隆啓	出席			

議案説明及び会議に職務の為出席した者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
局 長	今枝 勲男	書 記	伊藤 秀樹
			阿部 勉

傍 聴 人 なし

提 出 議 案

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 1 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 4	議案第 1 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5	議案第 1 8 号 農用地利用集積計画について
日程第 6	報告第 1 3 号 農地法第 5 条の規定による届出について
	報告第 1 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

議 長 (あいさつ)

本日の出席につきましては、農業委員の出席数は12人、推進委員の出席数は9人です。片岡委員、武藤委員が欠席となっております。

定足数に達していますので、令和6年度8月あま市農業委員会総会を開会します。

本日の議案日程はお手元に配布のとおりです。

議 長 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
2番辻本雅之委員及び3番山田昌弘委員を指名します。

議 長 日程第2「会期の決定」を議題とします。
本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本総会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議 長 日程第3 議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を
議題とします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第14号について説明いたします。

3-15番につきまして、説明いたします。

参考資料は1～2ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿八反田地内の田の所有権移転による経営拡大となっております。

続きまして、3-16番について説明いたします。

参考資料は3～4ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は丹波南屋敷地内の畑の生前贈与による所有権移転となっております。

続きまして、3-17番について説明いたします。

参考資料は5～6ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は西今宿山伏三、狐海道一、馬洗、八反田地内の田の遺言書による遺贈となっております。

続きまして、3-18番について説明いたします。

参考資料は7～8ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は花長西出地内の畑

の所有権移転による経営拡大となっております。

続きまして、３－１９番について説明いたします。

参考資料は９～１０ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町鯉橋七丁目地内の畑の所有権移転による経営拡大となっております。

以上、譲受人等の経営農地に不法転用は無く、営農計画等も特に問題等はありませんでした。

こちらにつきましては、８月１６日に宮崎委員と木村委員と現地確認をさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 議案第１６号につきましては、宮崎委員と木村委員に現地確認を行っていただきましたが、木村委員から現地の状況について報告願います。

木村委員 議案第１６号につきましては、現地を確認しましたが、農地の耕作について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第１６号について、何かご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１６号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第１６号は承認されました。

議 長 日程第４ 議案第１７号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)

議案第１７号について説明いたします。

５－１６番について説明いたします。

参考資料は１１～１２ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっており、申請地は七宝町桂深田地内の畑で、事務所併用住宅への転用で所有権移転となっております。譲受人の現在、弥富市内に居住しております。県道の用地買収に伴い、収用移転となった

ため、事務所併用住宅を建設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、水道管・ガス管が埋設された4 m以上の道路に接道し、おおむね500 m以内に2つ以上の医療施設がある区域にある農地で、農地区分は、第3種農地に区分されます。第3種農地のため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－17番について説明いたします。

参考資料は13～14ページです。

借受人・貸渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は小橋方東境地内の畑で、分家住宅への転用で使用貸借権設定となっております。借受人の現在、海部郡大治町地内の賃貸住宅に居住しております。生活環境の変化に伴い、現在の居宅が手狭となったため、分家住宅を建設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に近接する区域の農地で10 ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。日常生活上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－18番について説明いたします。

参考資料は15～16ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は石作中小路地内の田で、野天駐車場兼資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人は、申請地の隣接地に本社を置き、貨物運送業を営んでおります。事業の拡大に伴い、従業員駐車場及び資材置場が不足する状況となったため、用地を確保しようとしていたところ、地権者より内諾をいただけたため、申請地に野天駐車場兼資材置場を建設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、10 ha以上の一団の農地で、農地区分は、甲種農地に区分されます。既存施設の拡張で既存施設の1／2未満であるため、転用の許可が見込めます。

続きまして、5－19番について説明いたします。

参考資料は17～18ページです。

譲受人・譲渡人は、議案のとおりとなっております。申請地は二ツ寺揚山地内の田で、資材置場への転用で所有権移転となっております。譲受人はあま市二ツ寺地内に本店を置き、土木工事業を営んでおります。あま市東溝口地内で資材置場を賃貸しておりましたが、所有者より土地を返却してほしいと申し出があり、代替えとなる用地を確保しようとしていたところ、地権者より譲受の内諾をいただけたため、申請地に資材置場を新設するための申請となっております。一般基準も満たしており、立地基準においては、住宅等が連たんしている区域に既設する区域の農地で10 ha未満であるもので、農地区分は、第2種農地に区分されます。業務上必要な施設で、集落に接続しているため、転用の許可が見込めます。

以上につきましては、8月16日に海部農林水産事務所と現地調査をさせて

いただいております。また、8月17日には宮崎委員と木村委員と現地調査をさせていただいております。

議 長 宮崎委員と木村委員に現地確認を行っていただきましたが、木村委員から現地の状況について報告願います。

木村委員 議案第17号につきましては、現地を確認しましたが、転用に関して周辺農地への影響について問題はありませんでした。

議 長 ただ今、事務局及び木村委員から説明・報告がありました、議案第17号について、何かご質問等はございますか。

近藤哲夫委員
申請番号5-19について、資材置場の囲いはどの様に設置されるのか。

事務局 南側既存施設と同様なものを、外周部に設置すると聞いています。

近藤哲夫委員
申請地の北東角には横断歩道もあり、また、南側には保育園があるため、送迎時は非常に交通量が多くなる。そのような状況なので、歩行者や車の通行についての安全対策をお願いしたい。

事務局 安全対策については、申請代理人を通じて、配慮いただくよう指導させていただきます。

議 長 他にご質問もないようですので採決に移ります。
議案第17号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第17号は承認されました。

議 長 日程第5 議案第18号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 (説 明)
農地所有者につきましては5名、貸付地な8筆4, 297㎡、借受者は2名となっております。

議 長 ただ今事務局から説明のありました、議案第１８号について、ご質問等はございますか。

議 長 ご質問もないようですので採決に移ります。
議案第１８号を承認することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。よって、議案第１８号は承認されました。

議 長 日程第６ 報告第１３号「農地法第５条の規定による届出について」、報告第１４号「農地法第１８条の規定による通知について」を事務局から一括報告願います。

事務局 (報 告)

議 長 ただ今事務局から報告がありました、報告第１３号、報告第１４号について、ご質問・ご意見等はございませんか。

議 長 ご質問も無いようですので、質疑を終了します。
以上で本会の会議に付議された事案は、すべて議了しました。
よって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。
以上で本日の議事は、すべて終了いたしました。長時間にわたりご苦労さまでした。
次回の農業委員会でございますが、９月２０日（金）午後４時からの予定です。

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年9月20日

議 長 太田 昌史

署 名 委 員 辻本 雅之

署 名 委 員 山田 昌弘